

## 学校法人湘南工科大学役員の報酬等の支給の基準に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人湘南工科大学（以下「この法人」という。）の寄附行為第38条の4の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、退任慰労金、その他の役員としての職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、定年までに退任する第2号理事及び専任教職員の理事の退任慰労金については、これを支給しない。

- (1) 報酬、退任慰労金

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 役員の報酬月額、退任慰労金は、別表第1の俸給表のとおりとし、各役員の報酬月額は原則俸給表のうちから、年度ごとに理事会において決定するが、必要に応じて俸給表の号俸間の金額とすることもできる。

- 2 役員の退任慰労金は別表第2に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月 20 日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。）
- (2) 退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任の決裁のあった日から 1 か月以内
- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むこととする。ただし、役員が死亡したときの退任慰労金はその遺族に支給するものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第 6 条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（端数の処理）

第 7 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

（公表）

第 8 条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和 2 年 3 月 15 日より施行する。また、この規程の制定に伴い、「学校法人湘南工科大学の役員の報酬に関する規程」を廃止する。